4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Usui, Director, National Hospital Organization Murayama Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Operation and Anesthetizing Information Management system 1 set
⑷　Delivery period : November 6, 2012
⑸　Delivery place : National Hospital Organization Murayama Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in "Manufacturers of products" or "Sales of products" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koushinetsu Region ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances ;
⑤　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. May 1, 2012
⑻　Contact point for the notice : Hiroshi Suganuma, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Murayama Medical Center, 2―37―1 Gakuen Musashi-Murayama-shi, Tokyo 208―0011, Japan. TEL 042―561―1221 ext. 421

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年3月8日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
兵庫青野原病院　院長　大内　孝雄
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28
○第09402号（No.09402）
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　独立行政法人国立病院機構兵庫青野原病院移転整備工事
基本・実施設計、工事監理業務委託
⑶　業務内容　病院建物（ＲＣ－４階建て約15,000㎡）、宿舎等建物（ＲＣ－３階建て約1,250㎡）及び外構工事（約21,000㎡）の移転新築の基本・実施設計、工事監理業務
その他入札説明書、設計委託仕様書及び工事監理委託仕様書による。
⑷　履行期限　平成27年３月31日
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構兵庫青野原病院
2　競争参加資格
⑴　平成13年度以降において、次の実績を有する者を配置すること。
①　管理技術者として配置するものは次の一及び二の実績を有すること。
一　鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造で２階建かつ新築又は増築10,000㎡以上の医療施設の建物の実施設計について管理技術者または主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を２件以上有する者。
二　鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造で２階建かつ新築又は増築10,000㎡以上の医療施設の建物の工事監理について管理技術者または主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限り、履行中のものは除く。）を１件以上有する者。
②　主任担当技術者として配置する者は次の実績を有すること。
医療施設又は福祉施設の新築又は増築で7,000㎡以上の建物の実施設計について管理技術者または主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を１件以上有する者。
⑵　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
⑶　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても同様とする。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長が発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。
一　契約の履行に当たり、故意に設計を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由なく契約を履行しなかった者
六　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
七　前各号に類する行為を行った者
⑷　⑶に該当する者を入札代理人として使用しない者
⑸　厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、近畿ブロックの競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑹　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受領期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。